

「北本市開発行為等の指導に関する要綱第 10 条関係」

道路位置指定に関する取扱い基準

1 趣旨

この基準は、北本市開発行為等の指導に関する要綱（平成 15 年告示第 220 号）第 10 条の規定に基づき、道路位置の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 指定基準

- (1) 道路の幅員は、4.5メートル以上とする。
- (2) 電柱、ごみ集積所等、通行上又は管理上支障となる施設は、道路に設けないものとする。
- (3) 道路が後退道路に接続する場合は、その道路に関連する開発区域内の後退部分の敷地を分筆し、寄付採納するものとする。
- (4) 前 3 号に定めるもののほかは、道路の位置指定、変更及び廃止の取扱い基準について（令和 3 年 3 月 30 日付け建安第 1672 号埼玉県都市整備部長通知）によるものとする。

3 その他

この基準に定めのない事項に関しては、市と協議するものとする。

附 則

この基準は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。